（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条　法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を行った年月

三　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法

［2　略］

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条　機構が認証業務の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この号及び次条において同じ。）、利用者証明用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は特定利用者証明検証者証明符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号又は当該特定利用者証明検証者証明符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

［五　略］

（保存）

第八十二条　法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

［一　略］

一の二　法第十六条の二第二項に規定する通知、法第三十五条の二第二項に規定する通知　当該通知を受けた日から起算して十五年を経過する日

［二～六　略］

七　特定利用者証明検証者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　当該書類を受理し、又は作成した日から起算して一年を経過する日

イ　第六十四条の六第一項各号に掲げる事項及びその変更に関する記録

ロ　第六十四条の七第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ハ　第六十四条の七第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）

ニ　第六十四条の七第三号から第七号までの措置に関する記録

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

［同上］

一　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月

三　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

［2　同上］

（認証業務の用に供する設備の基準）

［同上］

［一～三　同上］

四　認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は特定利用者証明検証者証明符号を作成し、又は管理する電子計算機であること。

［五　同上］

（保存）

［同上］

［一　同上］

［新設］

［二～六　同上］

七　特定利用者証明検証者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　当該書類を受理し、又は作成した日から起算して一年を経過する日

イ　第六十四条の五第一項各号に掲げる事項及びその変更に関する記録

ロ　第六十四条の六第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ハ　第六十四条の六第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）

ニ　第六十四条の六第三号から第七号までの措置に関する記録